

■教育行政のポイント

大阪発“教育ニュース”2題

菱村 幸彦

善きにつけ悪しきにつけ、メディアをにぎわす教育ニュースには、大阪発が多い。例えば、昨年来、大阪市における公募校長の不祥事が問題となっている。公募校長は、公立学校への刺激剤として、一人二人を採用するのは良いとしても、大量に採用するのは問題が多いようだ。学校の長は、有能なマネージャーである前に優れた教育者であってほしい。だが、今回はそのことを論ずるつもりはない。それ以外のニュースを取り上げたい。

校内人事を教員の選挙で決める

まず、バッド・ニュースから。今年の春、大阪市の学校で教務主任や学年主任などの校内人事を教員の選挙で決めていることが発覚してニュースとなった。いまだにそんな学校があるのかと、その時代錯誤ぶりに驚いたのは私だけではあるまい。

大阪市の関係者は、教員が校内人事を選挙で選んでも最終的に決めるのは校長だから問題ないと考えていたようだが、それは言い訳に過ぎない。実態は教員間の選挙結果に校長が異議をはさむ余地はなく、そのまま受け入れる慣行となっていたという。これは明らかに法律に定める校長の校務掌理権の侵害である。いや、校長の職務権限の放棄と言うべきだ。

大阪市教委は、7月29日の教育委員会会議で、校内人事のルールを整備し、校長の権限を明確化するため、教員による選挙を禁止する学校管理規則の改正を決めた。遅きに失したが、規則改正で学校運営が正常化することを望みたい。

出席停止を受け入れる特別教室

次に、グッド・ニュース。6月10日、大阪市教育委員会が、悪質な問題行動を繰り返す児童生徒を在籍する学校から引き離して指導する「特別教室」を新たに設ける方針をまとめたというニュースが流れた。

新聞報道によると、対象となる行為は、凶器の所持や極めて重い暴力行為など最も悪質なケースを想定しており、特別教室では、経験豊富な教員らを配置し、しっかりと規範意識を育てるといふ。メディアの論評では賛否が分かれているが、私は、大阪市の方針に全面的に賛成である。

問題行動のある児童生徒を学校教育から強制的に隔離する措置として、少年院、少年鑑別所、児童自立支援施設への収容がある。しかし、これらの措置は、極めて特別なケースであり、学校が行う生徒指導には役立たない。

問題行動のある児童生徒に対して、学校として取り得る制度的な措置として、出席停止がある。しかし、出席停止の措置が発動されるのは、全国で年間40例前後にとどまる（大阪市はゼロ）。問題行動のある児童生徒の対応に苦慮している事例は、数知れずあるのに、なぜ出席停止の措置が取られないのか。それはひとえに、出席停止にした児童生徒の受け皿がないからだ。

問題行動を繰り返す児童生徒については、家庭の教育機能に期待できないケースが多い。そんな児童生徒を学校から切り離すと、かえって事態は悪化するだけなので、学校は出席停止に踏み切れないのである。

大阪市の方針に対して、相も変わらず、「子どもの教育を受ける権利の侵害だ」と批判する声がある。しかし、そうした観念的批判は、問題の解決には何も役立たない。特別教室の設置こそ、児童生徒の教育を受ける権利の実質的な確保の方策というべきである。大阪市にはぜひ特別教室を実現してほしいと思う。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●いじめから自然災害まで、学期はじめに対策を点検・改善し危機に備える！

『緊急確認！ 学校危機対策・頻発36事案』

【編集】渡邊正樹(日本安全教育学会理事長) 四六判・200頁／定価(本体1,800円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)